

11月から対象者拡充

赤村高齢者等緊急通報・生活サポートシステム事業

利用料金
無料

緊急通報・生活サポートシステム装置を設置することにより、家庭内で急病・災害など緊急事態に陥った時や、健康・生活相談を専用端末を使ってコールセンターと連絡を取ることができる事業です。

申請できる人

赤村在住の65歳以上の基礎疾患がある
一人暮らしの人

赤村在住の75歳以上の人のみで
住んでいる世帯

赤村在住の75歳以上の
一人暮らしの人

身体障がいがある人
(身体障害者手帳1級または2級の人に限り)

※村税などに滞納がない人に限ります。

申請期限

令和4年
3月31日木

必要な物

印鑑、
本人確認書類
(健康保険証など)



申請先

住民課
福祉環境係

ボタンを押すだけ!!とても簡単!!

①ワンタッチで通報!

端末機の緊急ボタン・相談ボタンを押すだけでコールセンターにつながります。センターではコンピュータ画面に通報者の名前や住所のほか、あらかじめお聞きしたデータが一瞬で立ち上がります。

②端末機に向かって話すだけ!!

ボタンを押したあとは、そのまま端末機に向かって話すだけ。オペレータがデータを確認しながら通報者に呼びかけ、状況を迅速に判断。最善の方法で対応します。



ペンダント型発信機

ペンダント型発信機を携帯しておけば、端末機から離れていても操作ができます。

問 住民課福祉環境係 (内線 212)